

事務連絡
令和4年3月31日

各障害者支援施設 施設長 様
各障害福祉サービス事業所（通所事業所）管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
黛 昭則（公印省略）

令和4年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について（依頼）

本県の障害福祉行政につきまして、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「体制届」）について、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

1 本県の指定を受けている施設・事業所のうち、提出が必要な施設・事業所について

(1) 提出必須のサービス

就労継続支援A型

※就労継続支援A型サービス費は、利用定員、人員配置に加え、令和3年厚生労働省告示第88号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法」（スコア告示）の規定により算出される評価点（スコア）の合計点に応じ算定されます。

その算定区分の届出はスコアの詳細と併せて、毎年度県に届け出ていただく必要があります。

お手数をお掛けしますが、令和3年度に本県へ届出済みの体制状況から変更がない場合であっても、就労継続支援A型事業所を運営する事業所については体制届をご提出ください。

(2) 上記（1）以外のサービスについて

・令和4年4月から体制状況等一覧（別紙1）に変更がある場合に提出

※令和3年度に本県へ届出済みの体制状況から変更のない施設・事業所については、今回の体制届の提出は不要です。

※体制に影響のない職員（勤務形態一覧表）の変更のみであれば体制届の提出は不要です。

2 提出書類 ※体制届を提出する場合

【必須書類】

- (1) 様式第5号 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」）
- (2) 別紙 特記事項欄に令和4年3月末現在の体制等状況と令和4年4月現在の体制等状況を記載（※変更事項のみ記載すること）
- (3) 別紙1 介護給付費等の算定に係る体制状況等一覧
- (4) 別紙2 勤務形態一覧表（令和4年度4月分）

【その他（必要に応じて提出）】

（５）各サービスの基本報酬、加算に係る別紙等

例：就労継続支援B型と就労移行支援の多機能型事業所で、福祉専門職員配置等加算、食事提供体制加算及び就労支援関係研修修了加算を新たに（区分変更も含む）算定する場合

→上記必須書類に加え、別紙7、別紙18-1、別紙20、別紙29及び別紙29-1、別紙31を添付

3 提出先（郵送・持参不可）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（住所省略可）

埼玉県 福祉部 障害者支援課 施設支援担当 宛

（封筒に「R4体制届在中」と赤字で記載してください。）

4 留意事項

（１）様式第5号及び別紙1に記載漏れ・記載誤りがあると、正しい給付費の請求ができなくなります。提出いただいた体制届の記載内容は、そのまま登録されます。ご注意ください。

（２）提出書類の「別紙」について

「別紙1」における令和3年度との変更事項について、漏れのないようにご記入ください。変更した部分についてのみご記入をお願いいたします。

（３）提出書類の「別紙1」について

体制等状況について、各項目を明確にご記入ください。加算「なし」の場合にも、「なし」であることがわかるようにご記入ください。

なお、記入方法としては、該当箇所に○囲いをする方法でも、項目に対応する状況のみを直接記入する方法でも、どちらでも差し支えありません。

（例）

〇〇加算	1 なし	2 I	3 II
------	------	-----	------



（IIを算定する場合）

〇〇加算	3 II		
------	------	--	--

〇〇加算	1 なし	2 I	3 II
------	------	-----	------

いずれも可能

（４）前年度の平均利用者数について

前年度の平均利用者数に応じて算定要件が変わる加算には特に注意してください。また、人員配置については、前年度の平均利用者数に応じて必要とされる数が変わるので、人員欠如となっていないか必ず確認してください。

(5) 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得について

① 福祉・介護職員処遇改善加算等を新たに算定する場合（区分変更含む）

福祉・介護職員処遇改善加算や福祉・介護職員等特定処遇改善加算を新たに算定する場合（区分変更含む）は、令和4年度分の処遇改善計画書と体制届の両方の提出が必要です。処遇改善計画書と体制届は提出方法や提出先が異なりますので、ご注意ください。

② 福祉・介護職員処遇改善加算等を同じ区分で継続して算定する場合

福祉・介護職員処遇改善加算や福祉・介護職員等特定処遇改善加算を同じ区分で継続して算定する事業所は、令和4年度分の処遇改善計画書の提出が必要です。処遇改善加算以外の各種加算についても変更が生じず、「1 提出が必要な施設・事業所」に該当しない事業所については、体制届の提出は不要です。

①・②いずれの場合も、令和4年度の処遇改善計画書の提出期日（令和4年4月15日（金））までに計画書を作成し、提出してください。

また、処遇改善計画書の内容と体制届に記載したキャリアパス区分に相違がないことを必ず確認してください。

(6) 副本について

副本の返送は行いません。お手元に必ず控えをお取りいただき、発送日を記載して事業所で保管してください。副本及び返信用封筒を同封いただいた場合にも、当課から返送は行いませんので御注意ください。

5 提出期限

令和4年4月11日（月）必着

6 その他

(1) 利用日数の特例の適用を受ける施設・事業所について

令和4年度に利用日数に係る特例の適用を受ける場合は、体制届と併せて利用日数に係る届出書を提出してください。

(2) 体制届提出の際の基本ルールについて

本通知に基づく提出を除き、平常時（4月以外の時期）の体制届提出の際は、以下の点に十分注意してください。

●平常時（4月以外の時期）の提出ルール

新たに加算を算定（追加）する場合

- ・・・毎月15日までの郵送提出（必着）で、翌月のサービス提供分から適用開始
- 例：5月15日までの提出の場合、6月サービス提供分（7月に請求可）から適用

加算要件を満たさなくなった場合

- ・・・直ちに郵送提出し、要件を満たさなくなった月から適用開始

担当：施設支援担当

電話：048-830-3314

FAX：048-830-4783